金融機関の皆さまへ利息制限法および出資法の改正にかかる取扱いについて

多重債務問題の改善を目的として、上限金利の引下げ等を盛り込んだ改正利息制限法 および改正出資法の施行(平成22年6月18日)に伴い、当協会関連業務の事務の取扱 いが下記のとおり変更しておりますので、お知らせします。

① 信用保証書(変更保証書)の保証条件

利息制限法および出資法における利息等の上限額を明示するため、信用保証書(変更保証書)に次の保証条件を表示します。

	1 221 7 0 31 7 0
	信用保証書(変更保証書)の保証条件
証書貸付、手形貸付、 根保証(手形割引根保 証を除く)	利息(みなし利息を含む)は利息制限法に定める法定上限額の 1/2の金額の範囲内とすること
手形割引 (手形割引根保証を含む)	割引料(みなし割引料を含む)は年 10%の金額の範囲内とすること
特定社債	利息 (みなし利息を含む) および保証料* (みなし保証料を含む) は合計年 10%の金額の範囲内とすること

※金融機関が徴収する保証料のことです。

② 根保証の元本確定期日の表示

根保証(当座貸越、カードローン、流動資産担保融資保証(根保証)、手形貸付根保証、手形割引根保証等)については、信用保証委託申込書および信用保証依頼書の「期間または期日」欄に「期間」に加えて必ず「期日」をご記入願います。この期日の翌日が信用保証書に「元本確定期日」として表示されます。

今回の法改正に伴い、根保証については信用保証書に具体的な日付をもって「元本確定期日」を記載する必要があることから、事前に当該期日を確認するため、取扱いを変更しております。

	信用保証書(変更保証書)の保証条件
根保証	一、元本確定期日は平成〇年〇月〇日とする

また、これに伴い、根保証にかかる信用保証書の保証期間の表示が次のとおりとなります。なお、保証期間の終期は、信用保証委託申込書および信用保証依頼書の「期日」となり、元本確定期日ではありませんので、ご注意ください。

	信用保証書の保証期間
当座貸越根保証、事業者 カードローン根保証、流 動資産担保融資保証(根 保証)	契約締結の日から平成○年○月○日まで(○か月)
手形貸付根保証、手形割 引根保証	実行の日から平成〇年〇月〇日まで(〇か月)
手形割引根保証の更新	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

③ 延滞保証料の送金方法の変更

完済に伴い確定する延滞保証料(平成22年6月18日以降完済分)については、当協会(整理事務部保証事務課)から協会所定の送金通知票(「延滞保証料納付についてのご依頼」)を営業店に送付しますので、その送金通知票を使用して送金手続きを行ってください(送金通知票には被保証人名・延滞保証料・協会指定口座等が印字されています)。

従前は送金通知票を使用せずに延滞保証料を送金していただく場合もありましたが、 利息制限法に定める法定上限額を超過する支払いを防止するため、すべて送金通知票に よる取扱いに変更しております。

【送金通知票】

務だの、	額に対 に下記 又は1	保証期限に債務を履 し保証期限の翌日か 要領で電信扱いにて ,000円未満のものに	ら完済日 お振込順 ついては	まいま	で、年3.65%の割合 きす。ただし、保証 要ありません。	の延滞保証料を	を徴求のうえ、た 内に完済されたも
(本文	店勘定入金	誤) 記		保証料明細	4	兵庫県信用保証協会
	10 2	平成 年	月	日	電信扱	,	
括	込先欄	○○銀行	○○支店 延滯保証料 金 額 欄			6,000 ^F	
受	受 預 金 当 座 預 金 2						100000000000000000000000000000000000000
取人	口 座番号欄	1 2 3 4 5 6					
欄							
保	類人欄	35 2 1 9 9 9 9 9	3	がり	ぱ ゥ夢ロゔ(ユ)	休ショウリョウ	

④ 貸付期間や条件変更による延長期間の制限

貸付期間や条件変更による延長期間は、原則1か月以上としてください。

貸付期間や条件変更による延長期間が短期間(1か月未満)の場合、利息制限法に定める法定上限額が極めて小額となることから、保証料(追加保証料)が当該法定上限額を超過することを防止するため、取扱いを変更しております。

【本件に関するお問い合わせ先】企画部企画課 TEL078-393-3903